

解雇・雇い止め

- ・突然会社から解雇を告げられた。
- ・長年契約社員として働いていたのに、もう契約を更新しないとされた。

セクハラ・パワハラ

- ・職場でのいじめが原因で、出勤できなくなり病院で「うつ病」「パニック障害」と診断された。
- ・上司が身体を触ったり卑猥な言葉を使うので会社に行くのが苦痛。

自分は仕事を
続けたいのに!



やりがいをもって
働きたい



一歩踏み出す勇気を
応援します



— 不安のない暮らしへ —

労働問題 法律相談

初回は**30分以内相談無料**

山形県弁護士会では、
**雇用と生活に関する
特別相談体制を
新たにスタート**しました。
是非ご利用下さい。



山形県弁護士会 法律相談センター

〒990-0042
山形市七日町 2-7-10 NANA BEANS 8 階
TEL 023-635-3648
市役所前バス停下車 徒歩4分

